

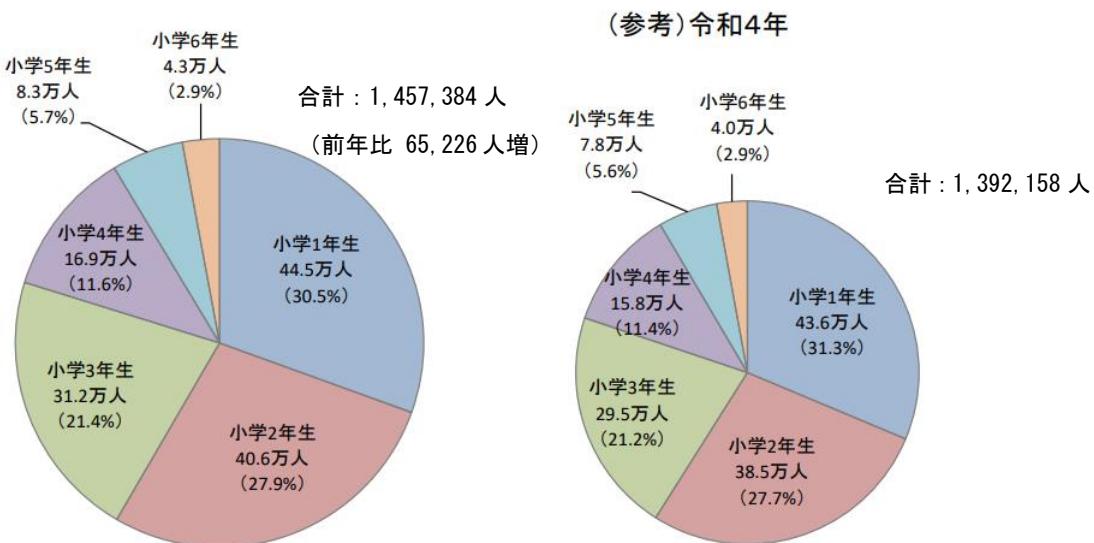
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における現状と課題について

1 放課後児童クラブにおける国の動向等

(1) 放課後児童クラブの対象児童の拡大

平成 24 年の児童福祉法の改正（平成 27 年 4 月施行）により、放課後児童クラブの対象児童が「保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童」から「保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童」と拡大された。

(2) 学年別登録児童数の状況（令和 5 年 5 月 1 日時点）



資料：こども家庭庁 令和 5 年度放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況

(3) 学年別登録児童数に占める障害児数の割合（令和 5 年 5 月 1 日時点）



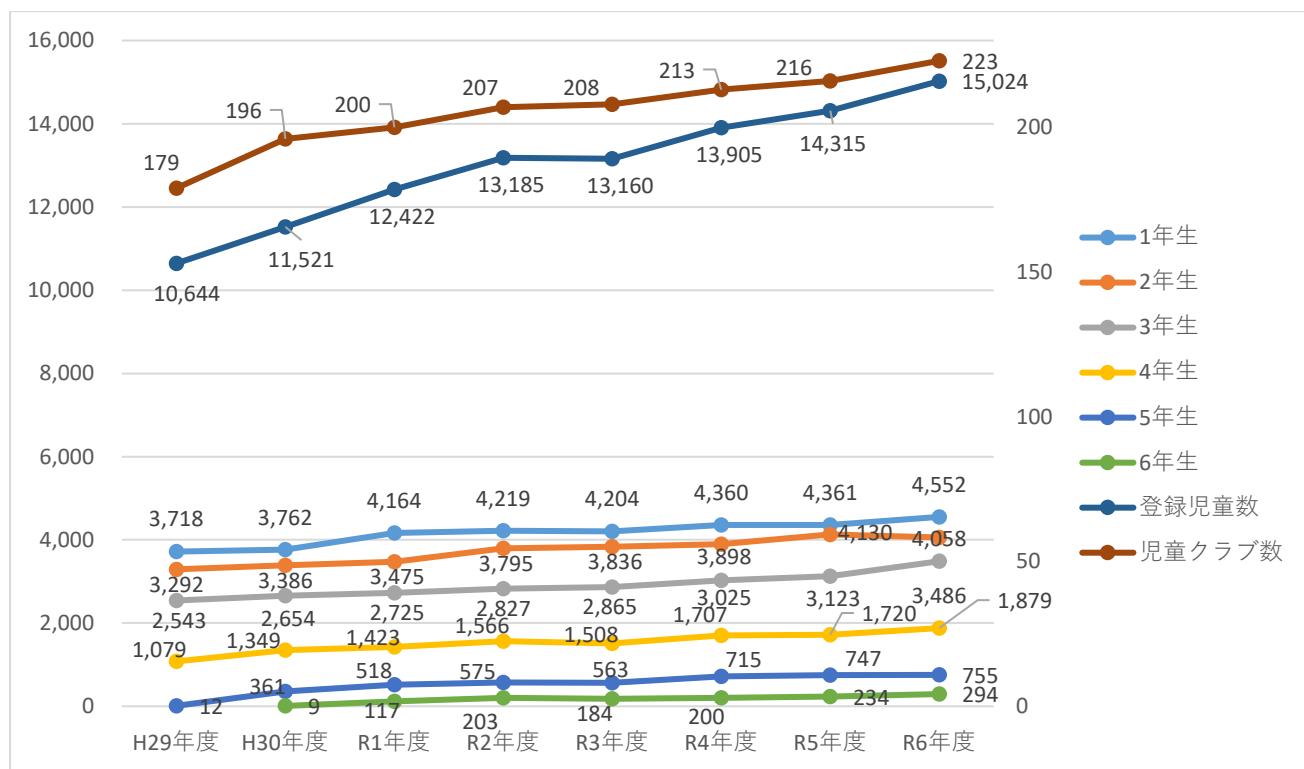
※こども家庭庁 令和 5 年度放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況より作成

- 学年が上がるにつれ、登録児童数は減少するものの、登録児童数に占める障害児数の割合は増加する傾向にある。（障害児数合計：59,660 人）

2 本市における放課後児童クラブの現状と課題

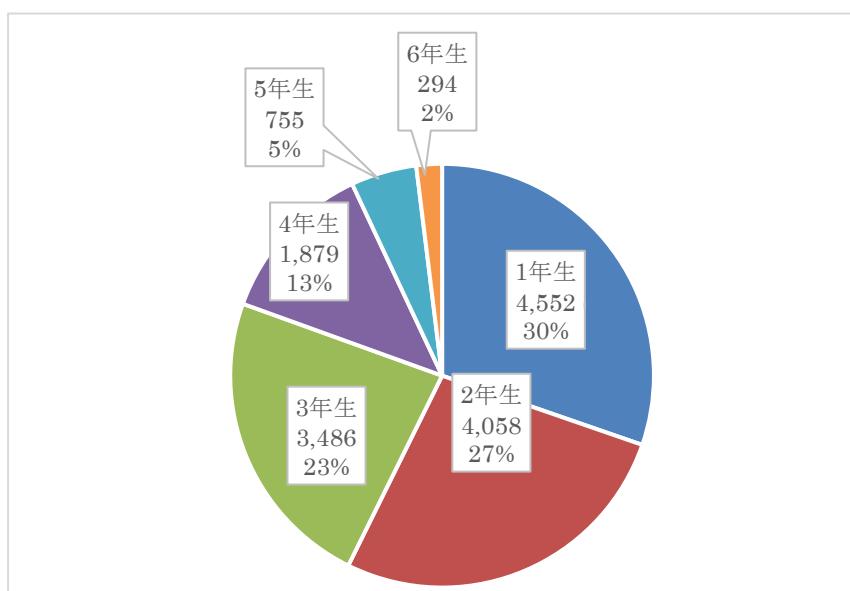
「仙台市すこやか子育てプラン 2015」において、児童クラブの対象学年を段階的に引上げることとし、平成 31 年度当初に小学 6 年生までの学年引上げを完了した。

(1) 登録児童数と児童クラブ数の推移（各年 5 月 1 日時点）



(2) 学年別登録児童数の状況（令和 6 年 5 月 1 日時点）

低学年児童（1～3年生）が全体の8割程度を占めている。



- 登録児童数は、年々増加しており、今年度は過去最高の登録児童数となった。
- 登録児童数の増加に伴い、その受け皿となる児童クラブ数も増加している。

(3) 児童クラブ実施場所

児童館等の種類	概要
児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的に設置。 ・児童クラブ事業のほか、児童健全育成（自由来館児童対応、各種行事の開催等）、子育て家庭支援（子育て相談、子育てサークルの育成、幼児クラブの開設）、地域団体等との交流推進といった機能を有する。 ・現在、81館開館。
児童センター	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館の機能に加え、広めの遊戯室を備える等、体力増進を図る機能を有する。 ・旧泉市にて整備され、現在17館開館。
マイスクール児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の転用可能な教室を活用して、児童館事業を実施するもので、平成10年度から設置。 ・現在、12館開館。
コミュニティ児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の敷地内において、地域の運営委員会の管理運営のもと、児童館事業を実施するもので、平成19年度から設置。 ・現在、2館開館。
児童クラブ室	<ul style="list-style-type: none"> ・主に児童クラブ事業を実施するため、生出小学校敷地内に令和5年度から設置。

児童クラブの設置形態	概要
児童クラブサテライト室	<ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブへの登録希望者が多い児童館において、児童館本館以外の場所に、児童クラブ運営のために設置。 ・平成19年度から設置し、現在110室。

(4) 児童館等及び児童クラブサテライトの設置数の推移（各年5月1日時点）

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
児童館・児童センター	98	98	98	99	99	98	98	98
マイスクール児童館	11	11	12	12	12	12	12	12
コミュニティ児童館	2	2	2	2	2	2	2	2
児童クラブ室	—	—	—	—	—	—	—	1
(児童館等計)	111	111	112	113	113	112	112	113
児童クラブサテライト	68	85	88	94	96	101	104	110
合計	179	196	200	207	209	213	216	223

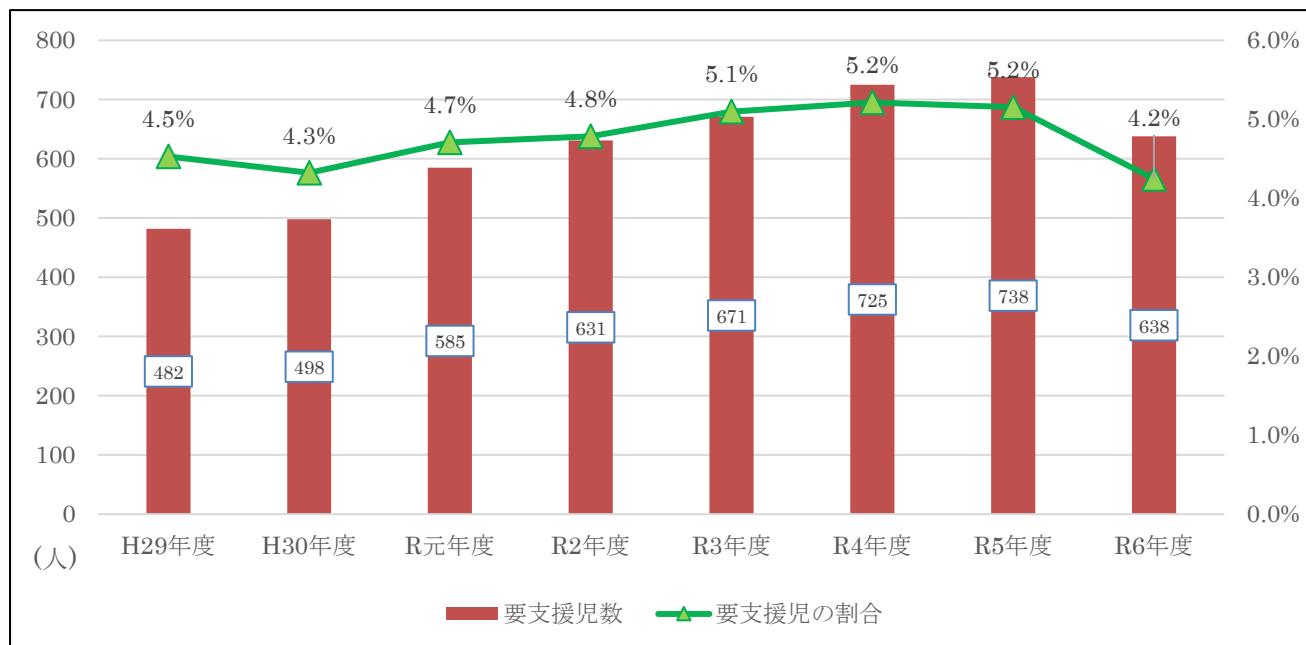
(5) 児童館等及び児童クラブサテライトの整備状況（令和6年5月1日時点）

	児童館等の種類	設置形態	児童館	箇所数
1	児童館・児童センター	単独設置	栗生、台原、新田、燕沢、西山、南材木町、大和、芦の口、上野山、黒松、向陽台等	35
2		市民センター等市民利用施設との併設	片平、貝ヶ森、木町通、幸町南、高砂、田子、沖野、南小泉、長町、鶴ヶ谷西等	42
3		学校併設	通町、旭ヶ丘、愛子、富沢、荒井	5
4		学校敷地内	国見、小松島、八幡、東六番丁、南吉成、岡田、榴岡、鶴巻、宮城野、東長町、八木山、市名坂、向山、蒲町、南光台、八乙女	16
5	マイスクール児童館	学校校舎内	川平M、桜丘M、沖野M、太白M、人来田M 立町M、連坊M、荒巻M、広瀬M、鶴ヶ谷東M 東宮城野M、東二番丁M	12
6	コミュニティ児童館	学校敷地内	袋原コミュニティ、北六番丁コミュニティ	2
7	児童クラブ室	学校敷地内	生出児童クラブ	1
			計	113 館

8	サテライト	学校校舎内	水の森①②、折立、台原①②、南吉成①②、愛子①②③、川平M、広瀬M①②、小松島①、荒巻M①②、立町M、北六番丁コミュニティ①、東部、高砂、鶴ヶ谷西①②、田子、岡田、原町、岩切①、新田①、宮城野①、鶴ヶ谷東M、東宮城野M、六郷①、遠見塚、沖野M、連坊M①②③、西多賀、柳生①、八木山①②、上野山、太白M、鹿野、南光台①②、将監、八乙女、向陽台、寺岡C①②、七北田C、市名坂①②、旭ヶ丘、国見、長町、西山、向山、八木山南、中田①、七郷、大和、大沢、通町、東二番丁M、榴岡①、人来田M	67
9			袋原コミュニティ、富沢①	2
10		学校敷地内プレハブ	錦ヶ丘①、岩切②、六郷②	3
11		市有地内プレハブ	東長町	1
12		借地内プレハブ	木町通、錦ヶ丘②、新田②、榴岡②	4
13		公共施設内	栗生、新田③、柳生②、金剛沢、古城	5
14		町内会集会所	片平、八幡、上杉、東六番丁、桜ヶ丘M、小松島②、北六番丁コミュニティ②、中野栄、燕沢①②、鶴巻、榴岡③④、宮城野②、蒲町①②③、荒町、長町南①②③、中田②、八本松①②、大野田①②、富沢②③	28
			計	110 室

・令和5年度は、生出児童クラブ室を新設したほか、学校施設等を活用し、6学区6箇所（学校校舎内5箇所、民間賃貸物件1箇所）のサテライトを整備した。

(6) 要支援児数と登録児童全体に占める割合の推移（各年5月1日時点）



※要支援児：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童のほか、同等と認められた児童、また、発達の遅れ等により特別な支援が必要と認められた児童。

本市においては、学識経験者や専門機関の職員等を委員とした支援検討会議において支援の必要性を判定している。

(7) 民間事業者数と登録児童数の推移（各年5月1日時点）



・民間事業者においても登録児童数が増加傾向にあり、今年度は過去最高となった。

（8）放課後児童クラブの課題

① 登録児童数の増加

児童クラブの登録児童数は年々増加しており、定員上限に近い児童の受入れを行っている。児童館という限られたスペースにおいて、乳幼児親子や小中高生の自由来館等、児童クラブ以外の児童館機能を維持しつつ、いかに児童の健やかな成長を支えるための生活の場・遊びの場として、感染症対策も含め、安全・安心、かつ、多様な体験や活動を行うことが出来る環境を整えていくのかが課題である。

② 職員の質の向上

児童館職員の資質向上を図るための研修を年8～9回程度実施しており、令和3年度よりコロナ禍における感染拡大防止対策や受講機会拡大の観点から、集合研修と合わせて動画視聴研修の形態により実施をしている。今年度も、集合研修と動画研修の併用により計10回開催する予定。

③ 人材の確保

保育所等における保育士不足と同様に、放課後児童支援員（保育士等の資格を有する職員）についても、各運営団体における人材確保が困難となっていることから、本市のメール配信サービスを活用して市民への求人情報を発信している他、教育委員会の協力を得て、通常学級で特別の配慮を必要とする児童について、担任の指導の補助を行う特別支援教育指導補助員等へ児童館の業務内容を案内する取り組みを行っている。また、国の補助制度を活用した放課後児童支援員の待遇改善等を実施し、必要な人材の確保に努めている。

④ 特別な支援を要する児童への対応

登録児童数の増加とともに、要支援児も増加しているなかで、個別の配慮を行う必要があり、児童ひとりの児童と向き合う時間を十分に確保することが求められている。近年の傾向として、子どもの障害や特性からくる問題だけでなく、家庭の養育環境等が原因となるケースが増えている。そのようなケースにおいては、子どもだけでなく保護者支援や専門支援機関等との連携など、児童館のみでは対応が難しい場合が多く、教育委員会はもとより、健康福祉局や区役所などと組織横断的な関わり方が課題となっている。

⑤ 環境整備

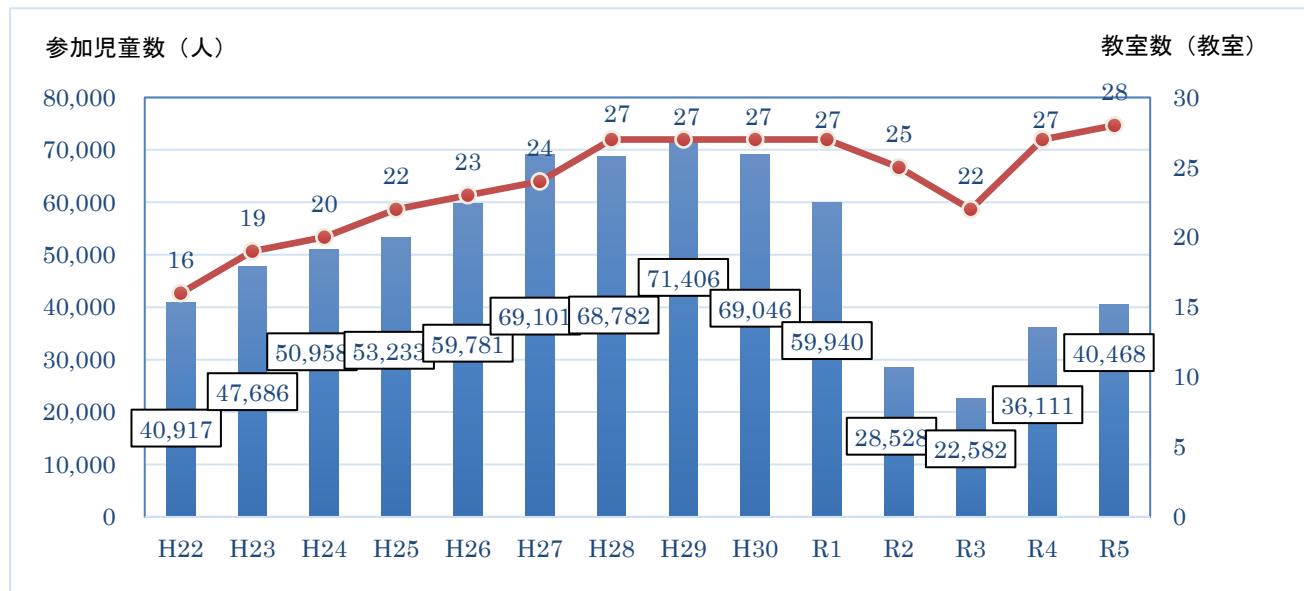
静養室など落ち着いて過ごせるスペースの確保や生活の場として、児童が1人1台端末を活用した学習活動に取り組めるよう、児童クラブ実施箇所へのWi-Fi環境の整備、安全確保のための防犯カメラの整備などが必要である。

3 本市における放課後子ども教室の現状と課題

(1) 放課後子ども教室の設置目的等

放課後的小学校施設などを活用して、子どもたちの安全な居場所を確保するとともに地域の方々などの協力を得て、地域に根ざした多様な体験・交流活動の機会や学習支援の場などを子どもたちに提供することにより、自ら学ぶ力を身に付けさせ、併せて地域で子どもを育む環境の充実を図ることを目的とするものである。

(2) 参加児童数と教室数の推移



- ・新型コロナウイルス感染防止による休止等のため、令和2年度及び令和3年度は、活動を見送った教室もあり実施教室数は減少した。また、参加延べ児童数も大きく減少したが、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後、各教室において少しづつ活動の幅を広げ、多様な体験活動及び地域住民との交流活動等の機会を提供することができた。また、放課後児童クラブとの交流や連携を再開する教室も見られた。参加延べ人数も、前年度より約4,300人増加した。

(3) 運営主体

- ・学校、保護者、地域の団体等により組織される「運営委員会」が運営の中心となっている。

(4) 活動の特徴

・活動場所

主に小学校施設（特別教室、図書室、体育館等）を活動のフィールドとしているが、休業日などの活動においては、地域の市民センターやイベント会場、その他学校外の施設で活動を行うこともある。

・活動内容

- 活動内容は教室ごとに異なり多岐に亘るが、主なものとして、次の活動をしている。
- ・「自由遊び」や「自主学習」といった子どもたちの自主的な活動を中心とするもの
 - ・「書道」「茶道」「折り紙」などについて、地域の方を講師に招いて講座を実施するもの
 - ・「地域の行事への参加」など、地域と一体となった体験・交流活動
 - ・放課後子ども教室一覧は、別添資料2-2のとおり。

(5) 放課後子ども教室の課題

① 充実した活動の確保

- ・コーディネーター等による様々な活動の創意工夫、学校との連携により、コロナ禍でも活動が継続的に行われてきた一方で、感染症対策のため、児童館や福祉施設、町内会などとの交流・連携事業は制約を余儀なくされてきた。学校教育に加え、社会教育を通した多様な学びは、子どもたちの心身の成長に欠かすことができない取り組みで、地域ぐるみで子どもたちを育てる活動は、地域づくりにも繋がることから、さらなる活動の充実に向けて、各教室間の好事例を共有するなど職員が橋渡し役となりながら、相談・支援を行っていく必要がある。

② 事業の支援者の確保・スキルアップ

- ・放課後子ども教室は有償ボランティアである地域住民や保護者、学校等により組織される「運営委員会」が中心となり、地域の大人たちがコーディネーターとして、地域の人材・資源を活かしながら、子どもたちの安全安心な居場所づくりをするとともに、地域に根ざした多様な体験・交流活動の機会や学習支援の場を提供する事業である。事業の実施場所となる学校側の理解・協力を得るとともに、地域との関係をさらに深め、事業を支援いただく地域人材等の確保を進めていく必要がある。
- ・コロナ禍では1教室からの参加人数を1名に制限していたコーディネーター交流会を、令和5年6月には、4年ぶりに人数制限をしないかたちで実施し、コロナ禍での教室運営の工夫やアフターコロナを見据えた活動予定等について情報交換を行った。令和6年度も年間で計2回の実施を予定している。
- ・新たな地域関係者の確保と並行して、事業のコーディネーターなどの関係者の高齢化や担い手不足を回避し、持続可能な活動としていくため、人材育成やコーディネーターの事業運営スキルの向上を図っていく必要がある。

③ 関係者（協力者）とのネットワーク構築

- ・「事業運営のスキル向上」とも密接に関連するが、コーディネーター個人で事業運営をなし得るものではないので、様々な機関とのネットワークを構築し、関係者の力を取り入れながら、質の高い事業運営を図る必要がある。

④ 児童クラブとの一体的・連携した運営

- ・平成26年12月に文部科学省が明示した一体型運営の定義に照らした場合、一体型（校内交流

型）の必要条件である「学校敷地内（隣接含む）に児童館が設置」されており、かつ放課後子ども教室が開設されている学校数は『13箇所』となっている。

- ・児童クラブとの連携を促進し、活動内容の充実を図っていく。